平成 28 年度 第 1 回佐賀県公共事業評価監視委員会

日時:平成28年8月5日(金)15:00~17:00

場所:特別会議室 A

1 開会

(事務局)

それでは、はじめに資料の確認をさせていただきます。議題1 佐賀県公共事業評価監視委員会設置要綱及び佐賀県公共事業評価実施要領の制定に関する資料。 議題2 佐賀県新規評価マニュアルの変更に関する資料。 議題3 新規箇所評価結果報告関係資料、議題4 簡易事後評価関係の資料、議題5 公共事業の効果等に関する資料。以上の資料となっております。皆様お手元にございますでしょうか。それでは議事次第に従いまして、会議を進めさせて頂きます。本日議題が5つございます。議題の2つ目(2)公共事業新規評価マニュアルの変更についてが諮問事項となっております、それ以外の(1)、(3)、(4)、(5)につきましては、報告事項となっております。では開会にあたりまして、県土整備部長和泉からご挨拶を申し上げます。宜しくお願いします。

2 県土整備部長挨拶

(和泉県土整備部長)

県土整備部長の和泉でございます。どうぞ、宜しくお願い致します。本日、お 忙しい中、また大変お暑い中、当会議にご出席頂きまして、誠にありがとうご ざいます。公共事業評価監視委員会ということで今年度第一回目でございます。 ご存知のように県の組織が、この4月1日、今年度当初から若干変わりまして、 以前は県土づくり本部というところで公共事業は一括して行っていたわけでご ざいますが、今回からは我々の県土整備部、そのほかに地域交流部、あるいは 農林水産部のほうでも公共事業、いわゆるハード事業を担当する部が分かれる ことになりましたが、この公共事業評価監視委員会は県庁一体で、一つで行っ ていこうということで、引き続き県土整備部が事務局を担いますが、ご審議頂 くのはオール県庁の公共事業についてご審議頂きたいということでお願いして いるところでございます。後程また組織再編のことについては、詳しく説明さ せて頂きたいと思っております。そういうことで、仕組みが変わって今年度初 めての委員会でございますが、何を持ってもやはりあの約3ヶ月半前になりま すが、熊本地震という非常に驚きの災害がございました。そのあと6月の下旬 には集中豪雨というものがありました。地震では県内震度5強を記録いたしま したけれども、それほど大きな被害はございませんでした。その後6月の下旬 から7月にかけて梅雨前線、梅雨期の大雨という事で、県内でも公共施設に関

しては、若干被害が発生しているというような状況でございます。そんな中で やはり熊本地震で我々が非常に教訓というか学ばせて頂いたのは、地震はまず どこでも起こるということと、やはり一旦震度6、震度7の大きな地震が起きま すと、やはり公共施設でも被災を受けると。そうしたときには道路を始め河川 ですとか、あるいは熊本の場合は斜面の崩壊とか、様々な複合災害があったわ けです。それによってやはりインフラが機能しなくなって非常に大きな社会的 な影響が生じる。言うなれば普通に機能していれば、そのありがたみがわから ないところが、被災を受けて、やはりそのインフラの重要性というものが改め て認識させられたというところだと思っております。我々、日ごろからインフ ラを整備、管理する立場といたしましても、やはりこの自然災害、地震を初め とする自然災害に対しては、やはりしっかりと対応出来るような整備と管理を 普段からしていかなければならないということを改めて認識させられたところ でございます。そんなことで、引き続き公共事業につきましては遅れていると ころ、あるいは耐震性とか豪雨災害とかそういう物に対してまだ不十分なとこ ろをしっかりと整備をしていく必要がありますし、さらに老朽化などが最近全 国いたるところで話題になっておりますので、老朽化対策、耐震対策、そんな ところをしっかりやっていかなければならないということで、まだまだ公共事 業を実施するに当たりましては、本当にいろんな観点から透明性とか客観性を 確保しながらしっかりとやっていく必要があるというふうに改めて認識させて 頂いたところでございます。そういうことで今回の評価監視委員会といいます のは、言うまでもございませんがそういう公共事業を施行するに当たりまして 第三者の目でしっかりと監視して頂きながら、我々も県民の期待に応えられる ような事業をしっかりとしていく、あるいは管理していくということで、非常 に重要な会議と考えておりますので、どうぞ限られた時間ではございますが、 忌憚の無いご意見を頂ければという風に思っております。どうぞ宜しくお願い いたします。

3 県執行部紹介

(事務局)

続きまして、県の方から4月に組織改正が行われておりますので、その概要と 本日の出席者について自己紹介をさせて頂きます。

(山﨑県土整備部副部長)

副部長の山崎でございます。私のほうから簡単に組織改正の概要にご説明させて頂いた後に自己紹介をさせて頂きたいということで、お話をさせて頂きます。 座って、画面のほうで説明をさせて頂きます。今回4月1日付で組織改正が行

われております。基本的には総合計画の2015を踏まえまして、佐賀県に必要と される施策を推進するということで、今まで本部制だった6本部、4部から部局 制へ変更をしております。次お願いいたします。左側が元の体制ですけれども、 統括本部をはじめ、赤で書いてあります県土づくり本部の中に交通政策部とい うことで本部が6つあって、その中に4部あったということを今回8部3局制 に変えております。いわゆる部局制のほうに移行するということでございます。 次お願いいたします。改正のポイントですけども、先ほど言いましたように新 しい総合計画を踏まえまして自発の地域づくりという風なことを推進する為に ですね、地域交流部というのを新たに設けておりまして、楽しい子育てをメイ ンとしまして男女参画・こども局というような新たな部や局を設置していると ころでございます。それからわかりやすい組織名称へという事で、名前から部 がどういうことをやっているというのがわかりやすくイメージできるような形 で整理をしております。それから先ほど言いましたように本部制から部局制へ ということで、今まで本部の中で、ある一定の人事とか予算の権限もありまし たけど、やはり県全体として捉えてより効率的効果的な運営を行うために、政 策部と総務部が連携をしながら、全庁的にそこを見ていくという風な形で今回 の組織改正をしております。それから、本部という部分の使い方につきまして は、今、部局にまたがるような、先程ちょっと出ていましたけど子育てし大県 佐賀推進本部というような形で、関係部局が連携したいわゆる部をまたがるよ うな部分につきまして、本部という形で新たに一つ立ち上げて推進していくと いう風なことで今回整理をさせて頂いているところでございます。次お願いし ます。新たにできました地域交流部ですけれども、ここにつきましては、自発 的な地域づくりということで地域振興だったり、観光だったりということで、 それと併せまして元々県土づくり本部にありました新幹線、空港、港湾の交通 部門につきましては、どちらかというと利活用という面を重視したような形で すね、やはり観光とかそういうことと連携しながら地域づくりだったり交流を 推進していくということで、地域交流部のほうに県土づくり本部のほうから再 編をしまして、この3課が地域交流部のほうに移行しております。それから下 にある文化・スポーツ交流局の設置ということで、文化やスポーツを通して地 域の交流の活発化とか観光を通してとかいう風なことで、文化・スポーツ交流 局の設置を行っております。次お願いいたします。それから先程言いましたよ うに、子育ての視点から男女参画・こども局の設置を図ったところです。それ から農林水産部の設置ですけれども、これにつきましては、いわゆる農業、林 業ということを一つの括りとして考えてまして、基盤整備、生産、それからい ろんな販売とかいろんなことも関係してくると思いますけど、農林水産業とい う括りの中で、ここも県土づくり本部にありました基盤整備の担当の農山漁村

課、それから農地整備課、それから森林整備課、この3課を農林水産部の方に移して、先ほど言いましたように、部長からも話がありましたように、その3部に分けて、今まで基盤整備という一つの括りから切り口をちょっと変えまして、今回3つの部に再編をさせて頂いているということでございます。この公共事業につきましてはさっき部長からも話がありましたとおり所管が3つに分かれたものでございますけれども、いいところは残しつつ新たな組織に与えられた役割をしっかりその部署部署で果たして行きたいということで考えております。最後に危機管理・報道局の設置という事で、先ほどもありましたが、今年も地震が4月にありましたように様々な危機事象が発生をするということで、やはり県民の安全安心を第一に的確に迅速に対応するというようなことで、やはり県民の安全安心を第一に的確に迅速に対応するというようなことで、この危機管理に特化した危機管理・報道局の設置ということで、今回整理をされているところでございます。簡単でございますけれども私から今回の組織改正の概要でございます。それでは一人ずつ。

(池田県土整備部副部長)

県土整備部の副部長の池田でございます。どうぞ宜しくお願いいたします。

(吉野地域交流部副部長)

地域交流部の副部長の吉野です。空港、港湾、新幹線を担当します。宜しくお願いします。

(山口農林水産部副部長)

農林水産部の副部長の山口でございます。農業の基盤整備、それから森林整備、 それから漁港の整備を担当しております。宜しくお願いします。

(事務局)

ありがとうございました。議事に入ります前に事務局のほうからお願いがございます。今皆様方の前にこのようにマイクがあろうかと思いますが、ご発言の際にお手元のボタンを押して頂くと緑色のランプがつくようになっておりますので、ボタンを押してからご発言をお願いできればと思います。お手数ですけれども宜しくお願いいたします。それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。議事につきましては委員長に進行して頂くことになっております。伊藤委員長宜しくお願いいたします。

4 議題

(伊藤委員長)

皆さんお暑い中ご苦労様です。今日は議事のほうが5つばかりありまして、時間も限られておりますけれども、積極的に忌憚の無いご意見を活発に頂ければと思います。それでは早速でございますけれども、まずは1番の報告事項ですね。佐賀県公共事業評価監視委員会設置要綱及び佐賀県公共事業評価実施要領の制定。このあたりが改正があったわけですね。この説明を事務局のほうからお願いいたします。

(1) 佐賀県公共事業評価監視委員会設置要綱及び佐賀県公共事業評価実施要領 の制定について

(松原県土企画課長)

県土企画課の松原と申します。どうぞ宜しくお願いいたします。座って説明さ せて頂きます。お手元の資料は3ページの方になりますが、公共事業評価監視 委員会設置要綱等の変更についてご報告致します。先程、副部長の山崎から説 明があったように、4月に県の組織改変が行われております。規定の改正が必要 となりましたので、改めて関係規定の見直しを行っております。関係規定の体 系の変更につきましては、「佐賀県公共事業評価監視委員会委員設置要領」を 「佐賀県公共事業評価監視委員会設置要綱」に件名を変更しております。また 新規評価、再評価、事後評価の実施要綱を公共事業評価実施要領として、一本 にまとめております。変更の理由につきましては、先ず1点目ですが、新規評 価、再評価、事後評価につきましては、これまで、それぞれの実施要綱を制定 し、3本の要綱で運営してきたところです。それぞれの評価を実施する目的が同 じであることや今後の事務手続きの簡素化を図る観点から、今回、事業評価実 施要領として一つにまとめております。次お願いします。2点目の変更につきま しては、「公共事業監視委員会委員設置要領」を「公共事業監視委員会設置要 綱」に変更しております。これは監視委員会にかかる規定は、公共事業評価に かかる基本となる事項をまとめておりますので、公共事業評価の包括的な規定 として位置付けて要領を要綱に変更したものです。また先程1点目の変更にあ りました、公共事業評価実施要領につきましては、個別に評価の進め方など、 実際に事務を処理する上での具体的な手続きをまとめものですので、要領とし て規定したところです。3点目は、4月の組織改変に伴いまして委員会の事務局 などを行う所属を県土づくり本部企画経営グループから県土整備部県土企画課 に変更しております。組織改変にあわせまして、4月1日から施行しているとこ ろです。以上のような変更を行っておりますが、それぞれの内容につきまして は、基本的に以前の規定を踏襲しておりますので、公共事業評価にかかる事務 処理については、これまでと変更はございません。なお、お手元の資料の5ペ ージ以降に、新たな要綱、要領それから新旧規定の対照表をつけておりますの

で、後以ってご覧頂ければと思っております。要綱等の改正については以上です。

(伊藤委員長)

今、ご報告頂きましたように変更点は3点ございまして、2点目と3点目は主に文言の改正と理解して宜しいでしょうか。1点目は1つポイントがありますけれども新規評価と再評価と事後評価といったところを要領という形で1つにまとめたということですね。はい、分かりました。では、委員の方からご質問等お願い致します。中身が多いものですから、すぐに皆さんご理解頂く、また質問を思い浮かべるというのは、なかなか大変かもしれませんけれども。ちょっと分かり難いようなところがあったかもしれないので、改正について、少しだけ補足して頂けると助かるんですが。

(松原県土企画課長)

基本的には、内容については先程申し上げましたように、これまでの要綱、要領を踏襲しております。最初のページにありましたように、公共事業評価監視委員会委員設置要領という件名でしたので、これを公共事業評価監視委員会設置要綱ということで、監視委員会委員設置要領となっておりましたけれど、この委員を削除しております。先程申し上げましたように、要領を要綱に改めていると。それともう1点が、戻ってもらって、それぞれ新規、再評価、事後評価と3本の要綱で、これそれぞれスタートした時点が違いますので、その時々に実施要綱を定めて来たところです。今3本で運営しておりましたが内容的には、目的も同じですし、評価の時期とか、新規評価のやり方、再評価、それから進め方が若干違うということで、1本の実施要領にまとめて、その中で位置付けをしております。内容は変わりませんけれど、要領として、1本にまとめたております。そうすることによって、今後、改正等が生じた場合にも事務局側の事務処理も簡素化に繋がるのかなと思っております。

(伊藤委員長)

はい、よく分かりました。それでは何かこの件でご質問等ございましたら。特に無いようでしたら、この佐賀県公共事業監視評価委員会設置要綱と、佐賀県公共事業評価実施要領の、これは報告事項ですけれども、我々、委員の方からとしては、了承して頂いたということで宜しいでしょうか。はい。ありがとうございます。はい、2番目の議題に移りたいと思います。こちらは諮問事項になっておりますけれども、新規評価マニュアルの変更といったところについて、宜しいですか、ご準備の、はい。事務局の方からご説明をお願い致します。

(2) 公共事業新規評価マニュアルの変更について

① 全事業共通項目

(松原県土企画課長)

それでは新規評価マニュアルの変更の説明の前に、昨年度の委員会説明と重複 する部分があるかと思いますけど、先ず簡単に佐賀県の公共事業評価の概要に ついて説明させて頂きます。お手元の資料では31ページになります。佐賀県が 実施しております公共事業評価につきましては、公共事業の効率性と実施過程 における透明性の向上を目的としまして、新規評価、再評価、事後評価という3 つの段階で評価を実施しております。先ず新規評価につきましては、新たに事 業に着手するにあたって実施するものです。事業の種類毎に評価基準を定めま した新規評価マニュアルを作成し、このマニュアルに基づいて点数付けをする ことで、その事業を実施すべきかどうかを判断致します。次に再評価は事業採 択後 5 年間経過しても未着工の事業や事業採択後 10 年間を経過した事業などを 対象に実施するものです。事業の進捗状況や社会情勢の変化などの視点から事 業の継続が適切かどうかを評価致します。3点目の事後評価につきましては、事 業完了後、概ね5年を経過した事業を対象に実施するものです。事業の効果に ついて検証を行いまして、必要に応じて対応策を検討し、実施中の事業や計画 中の事業に反映し、改善させていくこととしております。監視委員会につきま しては、県が行います公共事業評価が適切に行われているかどうかをチェック して頂くことにしております。具体的には、新規評価の場合は、今回の議題に なっておりますが、評価の基準となります新規評価マニュアルついて新しく制 定したり、内容を見直す場合に審議頂きまして、ご意見を頂くことになってお ります。また再評価、事後評価の場合は、個々の事業について県が行った評価 の結果と、それに基づく県の対応方針について委員会で説明させて頂き再評価 であれば事業継続の可否について、事後評価であれば事業の効果について、そ れぞれ委員会で審議して頂きご意見を伺うことにしております。次をお願い致 します。次に今回審議して頂きます公共事業新規評価マニュアルについて説明 をさせて頂きます。この資料は新規評価の対象となる事業の分類を整理したも のです。佐賀県では新規評価の対象事業は、大きく整備系と維持系の2つに分 けています。整備系の事業は、さらに中分類的に役割としまして広域事業、生 活関連事業、産業活性化事業の3つに分けております。その中でさらに細かく 道路事業や河川事業などに区分しているところです。一方で整備した後の社会 資本を維持していくために、維持系の事業がございます。道路の舗装、補修や 港湾の維持補修といった事業になります。細分化されましたそれぞれの事業に ついて、本委員会で了承頂いた新規評価マニュアルを策定しておりまして、こ

れを使いながら新規評価を行っているところです。続きまして、新規評価マニ ュアルがどういったものかということで、体系と基準について整理した資料で す。マニュアルには位置付け、必要性効果、実施環境という3つの評価視点が あります。その下にそれぞれの事業特性に応じた評価指標を定めておりまして、 これを点数化します。3点の視点毎に合計が100点となるように配分を行ってお りまして、その視点毎の点数によって A、B、C というランク付けを行います。 ランク付けは、評価基準に基づきまして A は 80 点以上、B は 60 点以上から 80 点未満、C は 60 点未満といったことで評価しております。判断基準につきまし ては、AAA や AAB といったところは、優先的に事業を実施します。ABB や BBB と いったところは、事業の実施について検討し、Cが1つでもあれば、事業実施を 見送ると、このような基準により判断しているところです。それでは議題であ ります全事業に共通する新規評価マニュアルの変更について説明させて頂きま す。お手元の資料では35ページになります。先程、副部長の山崎の方から説明 がありましたように本年4月の組織改正に伴いまして、新たな組織の目的や、 視点を新規箇所評価に反映するために、評価視点の1つである位置付けの中の 評価指標、県土づくり本部基本戦略、赤括弧の部分ですけれど、これについて の変更ということになります。次お願いします。本部の基本戦略ということで、 これまでマニュアルに規定していました本部の基本戦略について簡単に説明さ せて頂きます。県では昨年度まで本部制の組織の中で各本部が自律的に予算編 成などの本部経営を行ってきたところです。基本戦略につきましては、この本 部経営の一環としまして各本部が当該年度の一年間の重点的に実施していく政 策や取り組みをまとめたものでホームページで公表しておりました。この基本 戦略が評価指標に取り入れられました経緯としましては、当初は事業毎の計画 への位置付けによる評価を行っていたところです。例えば道路であれば道路の 整備計画、河川であれば河川の整備計画です。この事業毎の計画に加えまして、 事業の枠を超えた評価視点として、新たに本部内における当該事業の位置付け を評価するために、平成22年度の委員会で承認を頂きまして平成23年度の新 規評価より県土づくり本部基本戦略を新たな評価指標として導入したところで す。次をお願いします。今回のマニュアルの変更案としましては、評価視点の 位置付けの、県土づくり本部基本戦略を各部の施策に関する方針等に変更し、 各事業を所管する部における事業の位置付けを評価することとしたいと考えて おります。尚、配点の変更はございません。次お願いします。変更の考え方と しましては、県の組織改正に伴いまして、今年度より公共事業を所管する部が 地域交流部、農林水産部、県土整備部の3部に分かれたところですが、これま での各事業で定めた計画の位置付けに加えまして、各部における事業の位置付 けを評価するという考え方は継続していきたいと考えております。また今回の

組織改正では、今の佐賀県に必要な政策を推進するために地域交流部であれば地域間交流の促進、農林水産部であれば一次産業の振興などを担うことになっております。これらの新たな組織目標を踏まえた公共事業を実施する必要がありますので、新規箇所評価におきましてもこのような新たな組織の目的や視点を反映して行く必要があると考えております。このため評価指標を各部の政策に関する方針に変更し、各部における事業の位置付けを評価するようにしたいと考えているところです。最後のページですが、これはここまで説明してきました評価マニュアルの変更の考え方をイメージとしてまとめておりますので、参考にして頂ければと思ってます。全事業共通項目のマニュアルの改正については以上です。

(伊藤委員長)

一旦ここで議論して宜しいですか。

(松原県土企画課長)

はい。お願いします。

(伊藤委員長)

今年度から組織がかわったことに伴い、こちらのマニュアルの方も変更がある ということでございますが、これは諮問事項でございますので、積極的にご意 見、お考え方でも結構です、お聞かせ願えればと思います。お願いします。

(陣内委員)

今回のやつだと各部の方針というのはどこを見れば分かるようになっているのですか。前のやつはホームページで公開されてますよね、基本的に。

(松原県土企画課長)

今のところ考えているのは、県土整備部であれば、新たに方針を作りたいと考えてます。そのぶんについてはホームページの方で公表すると、また、場合によっては既に策定している計画、例えば農林水産部であれば、食と農の振興の基本計画とか、そういう既存の計画も持ってる部もありますので、それを方針とするということもあると思ってます。

(陣内委員)

はい。

(伊藤委員長)

何かございますか。私の方から各部の施策に関して、方針が当然付くとして、 これ各部横断する事業っていうのはこの先出てくる可能性っていうのは無いん ですか。3部の中で、共同してやる公共事業。そういった場合、この考え方って いうのは、方針とはどう扱うかとかですね。

(松原県土企画課長)

元々、最初、山崎副部長からも説明がありましたように、上位の計画として佐 賀県総合計画 2015 というのを策定しております。その中では、県民の安全、安 心とか各部横断的な政策を入れ込んでおりまして、そういった意味では、1番の 上位計画である佐賀県総合計画、そういったものを活用しながら判断していく ことになると考えます。仮に部局横断的にこうやっていくというようなことに なれば、そういった計画を活用するということも考える必要があろうかと思い ます。

(伊藤委員長)

なるほど。要は、このマニュアルっていうのは点数付けを簡略化、いわゆるシステマティックにするために策定しているもので、なにかあったらAだとか、なんかのときはBだとか、いわゆる各部単独で点数のつけ方は違うというご説明だったんですね。そうした場合、横断事業で点数のつけ方が色んなパターンがある中で、どうまとめていかれるのか、それはケースバイケースで考えるのか、ということなんですけれど。

(山﨑県土整備部副部長)

ケースバイケースという話にも勿論なるかと思いますけれど、基本的には先程言いました上位として総合計画があって、当然、個別の事業で協力して一緒に事業をやるというのはなかなか難しいんでしょうけれども、目的を1つ考えたときに、分野分野で共同してやるという話は当然出てきます。ただ、そういう中では逆にいうと、こういう毎年度作る基本方針などは、当然、上の計画に基づいてやるものですから、そういうふうに連携して自由な事業と括りを捉えるときに、その年の方針とかにはある程度は組み込まれていくという風な形で考えています。ですから、先程一番最初に申しましたように、部局横断的に取り組む事業は、また別途、本部とかを立ち上げて取り組みますという形なので、部局横断してこういう目的にやりますということですので、当然、部の中でも重要な位置付けに当然して、一緒にやっていく、連携してやっていくというこ

とになると考えておりますので、当然その中で整理していくというふうに今考えているところです。

(伊藤委員長)

点数付けルールは、もしかするとケースバイケース、その都度またちょっと考えていかなきゃいけない可能性がある訳ですね。

(山﨑県土整備部副部長)

ですから、このところは一応毎年度、色々、前年度の県土づくりの基本方針のときも、毎年度そういうところを更新して作っていますので、それに合うことでそのときの事業の評価をやっているという整理をしていますので、今回も3部に分かれた中で、部毎にその年、その年に、必要なというか重要な取り組みの方針を作成していくと、それをもって評価していく形にしたいという風に考えています。

(伊藤委員長)

はい、分かりました。ちょっとレアケースな話だったかも知れませんでしたけれど。はい、どうぞ、先生。

(山本委員)

私は経営学が専門ですが、チャンドラーという経営学者が、「組織は戦略に従う」という命題を示しています。戦略は、何をやりたいのかということから立案されますし、重点的な取り組みも個々に示して、組織を作っていくのだと思います。そのように考えると、どうも先のお話は、組織が強調されて、県は戦略的に何をやりたいのかが、見えづらいように感じられます。

(松原県土企画課長)

1番は、先程申し上げましたけれど、佐賀県総合計画 2015 というのを昨年策定しております。それが 4年間の県政の大きな方針としてございますので、それを実現するために、組織も改正しております。そういった組織に改正を行っておりますので、今の佐賀県で求められる部分として、例えば地域交流部であれば、将来の発展のために地域振興とか交流の促進などの施策に取り組むといったことになると思います。ですから、交流という部分で港湾課については、地域交流部に位置づけて、新たな組織がつくられております。そういった面では今後必要な政策を推進するための組織として、今整理がされておりますので、

各部の方針が、今後、それぞれの年度で行うべき政策の整理として上がってくるものという風に考えております。

(山本委員)

まだ、腑に落ちない気がします。そのような計画に従って、戦略が立案され、 組織が形成されるのだと思います。私どもは、事業が推進された結果について、 評価をするために集まっているとはいえ、やはり、県は何をしたくて、計画の 中で、何が一番のポイントなのかが具体的に示されている方が良いと思います。

(伊藤委員長)

おそらく県の総合計画、先程言われた総合計画の中でも、今回の3部門に関連する重要な項目というのがあるんですよね。全部読んでないので私よく分かんないですけれど。そこら辺はどういった項目があるかって多分、ご質問に近いですか。

(山本委員)

はい。県は、根本的かつ具体的に何をやりたいのかです。

(伊藤委員長)

その中では、今回新しく分けられた3部門、それぞれ、こちらにあたるだけなんでしょうかね。こういう大きな項目とすれば。

(山﨑県土整備部副部長)

元々、その県土づくり本部の基本戦略のときには、先ずは安全、安心というふうな形で、やっぱり防災とか、環境とか、まちづくりなど、そういったところに今重要に取り組んでおります。重点的に取り組むものについて、基本戦略に位置付けてやってたんですね。だから、それは元々は総合計画の中で、例えば自発の地域作りとか、交流などの促進の中で、道路の整備や港湾、空港の利用促進をやったりとかという形で、今、大きな部分では位置づけられているんですけど、それを、各本部の事業として進めていく時に、例えば今度ある県土整備部で考えた時には、やはり道路とか河川とかというのを担当しているという事で、安全、安心という事で、防災というのに一番力を入れなきゃいけない。そういう中で、道路というのは、産業とか交流とかの、いわゆる繋ぎ役といいますか、そういう部分ですので、こういうふうな道路の基盤とかにも力を入れていく。今年はその中でどこに力を入れていこうかと。基本的には、先ほど申し上げたようなことがベースになるんですけど、その他に特質的なものが何か

あるかということで、例えば今年だと、吉野ヶ里の公園が整備の最終段階ですので、やはり子育でをする場所等の提供とか、そういう風な色々な、上の総合計画の中に貢献する部分として、公共事業がどう取り組めるかという事を考えて整備をしていく形になっております。ですから、そこは地域交流部であれば、当然、観光とか交流の連携という中で、どういうところに力を入れていくという風なことを整理をして、それに沿った事業を行って行くということになりますし、農林水産部であれば当然、生産の基盤として生産性の向上だったり品種をどう変えていくかという時に、基盤整備としてどういう物を整備するのか。作業効率を上げるために、林道についてどこに力を入れるとか、そういう風なところに取り組んでいくことになろうかと思うんですけれども。

(山本委員)

結局は、それらのようなところに、落とし込んでいくということですね。

(山﨑県土整備部副部長)

そういう形にはなるんですけど、だだ、メリハリをその年その年付けて、どこに力を入れていくかをつけていくと。それに応じた形で、その都度 10 点ではありますけど、位置付けの評価を行って行くということです。

(伊藤委員長)

よろしいですか。

(山本委員)

はい。

(伊藤委員長)

いや、私もよく理解が深まりました。他の委員の方、何かございますでしょうか。よろしいですか。もし、無いようでございましたら、この新規評価マニュアル。これは、全事業共通項目である事業の位置付けに関する新規の評価マニュアルの変更という事ですが、これ、各部が定める方針の位置付けを持って評価すると、今ご説明ありましたようなやり方に変えたという事で、承認頂けますでしょうか。宜しいでしょうか。はい。ありがとうございました。それでは、次の諮問事項になります。同じく新規評価マニュアルの変更なんですが、今度は県営住宅整備事業、建築住宅課のですね。こちらの方のマニュアルの変更のご説明頂きたいと思います。

② 生活関連事業(県営住宅整備事業)

(永田建築住宅課長)

建築住宅課の永田と申します。よろしくお願いいたします。座って説明させて 頂きます。お手元の資料の39ページ、資料2-5をお願いいたします。まず、県 営住宅事業につきましては、平成14年度に新規団地で、県営住宅光団地の新規 評価をお願いして以来、新たな建設事業が無かったという事からマニュアルの 変更等をしておりませんでしたが、来年度から着手予定の案件が見込まれます ので今回上げさせて頂いているというところでございます。次のスライドお願 いいたします。変更箇所でございますが、右図の方で、①から④の番号を表示 した評価資料の部分でございます。次のページをお願いします。主な変更点で ございます。1つ目が、住宅政策での位置付けとしての評価資料を、住宅マスタ ープラン等としておりましたけれども、新たに制定をされました住生活基本法 に基づきます佐賀県住生活基本計画を策定いたしましたので、これを、この住 生活基本計画に変更するものでございます。これは平成19年に住宅マスタープ ランから住生活基本計画に乗り換えたと言いますか、変わったという事で見直 す物でございます。2つ目でございます。評価の採点基礎となります基準指針等 のうち、3項目の評価指標につきまして、国の基準や指針が改正されたという事 から、評価マニュアル等に記載されている基準等の名称を変更をするものでご ざいます。次のページをお願いいたします。まず①でございます。評価項目、 住宅政策での位置付けとして評価指標を住宅マスタープラン等としていたもの を住生活基本計画に変更する事に伴いまして、評価要素に記載をしております 計画の名称を変更をするという事でございます。次のページをお願いいたしま す。②の評価要素、バリアフリー化でございますが、この中でバリアフリー化 の国の基準、これが平成18年に改正をされました為、その名称等を変更するも のでございます。評価の項目につきましては、変わっておりません。次の資料 をお願いします。③でございます。評価指標の住宅水準の向上。この中で、居 住性に関わる内装の断熱化につきまして、これも採点基礎となる国の指針が、 平成25年に改正されたため、その名称等を変更をするという物でございます。 この基準につきましては、いわゆる使用規定という事で、材料による厚みとか という物から数値の性能規定に変わったという事でございまして、実質的な変 更はございません。次のスライドをお願いいたします。④の評価資料の費用対 効果の中でございますが、B/C 算出するための国の基準が平成 19 年、それから ら28年に改正をされた為に基準等の名称を変更するものでございます。これは 元々、平成11年度公共住宅事業者等連絡協議会。これは、県、それから市町等 で構成される事業者の協議会でございました。これが国の方で基準化されたと

いう事で、内容については若干変更ございますが、チェックは厳しくなったという風な内容でございます。県営住宅事業につきましては、以上でございます。

(伊藤委員長)

はい、ありがとうございました。ただ今ご説明ありましたように主に上位計画や国の指針等の変更に伴いまして、文言の変更という形になっておりますね。 ちょっと古いものもあるようでございますけれども、この機会にまとめて全部という事ですね。はい、分かりました。そうしましたら、ご質問の方をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。私の方から。ごめんなさい、どうぞ。

(佐藤委員)

細かい事なんですけど、これ平成19年に住生活基本計画というのが策定されたという事なんですが、今平成28年で、これまで変わらなかった。ただ、名前を変える手間を省くという様な感覚で捉えていいんですか。内容が変わらないけど。

(永田建築住宅課長)

実際は、5年ごとに見直しをかけておりまして、10年計画ですが、5年経つと次の10年に乗り換えて、ラップしながら見直しをかけているという事で、現在も見直しの作業をまたやっているところでございます。

(永田建築住宅課長)

名称が変わりませんが、内容が変わってくるんです。計画の内容が。

(佐藤委員)

これ19年に変ったんだけど、名称が変わっただけで、とりあえず名称を放置されていたという感じですか。

(永田建築住宅課長)

そうですね、すみません。新たに新規の対象となる案件がなかったのでという ことで、今回、来年度ちょっと新たなものが見込まれるものですから、すみま せんが、まとめて変更させて頂いております。

(佐藤委員)

ありがとうございます。

(伊藤委員長)

そういった変更があったとしても、今回ポイント、点の付け方の変更は一切、 今回提案はありませんけども、そこら辺見直す必要は無かったという事なんで すね。

(永田建築住宅課長)

そうですね。公営住宅につきましては、整備基準等、加算の基準等がしっかり 固まっておりますので、そこは変更はしない。

(伊藤委員長)

なしという事ですね。確認のみです。他いかかでしょうか。はいどうぞ。

(鳥井委員)

すみません。来年度から着工という事で、今回マニュアルを変えるというお話しなんですが。これを見ますと、国の基準が基本になっているというお話なんですが、住宅事情というのは、その県によって違うと思うんですね。家族構成であったりとか、そういうのはこの中には落としこまれてないんでしょうか。

(永田建築住宅課長)

マニュアルの中にそこまでは落とし込んでおりません。

(鳥井委員)

評価項目の中には含まれていないと。

(永田建築住宅課長)

はい。

(鳥井委員)

含まれていないんですか。という事は、国の一律の住宅事情の取り決めによって、佐賀県もそれに従って住宅を作るという考え方なんですか。

(永田建築住宅課長)

例えば、2DKとか3DKの割合をどのようにするかとか、そういうものは具体的な基準はございませんので、それは、要は敷地の立地状況とか周辺の世帯状況だとか、あるいは社会的なそういう増加が見込まれる世帯をどう鑑みるかという

ふうなことで基本計画の中で人口の構成を考えていくというふうなことにして おります。

(鳥井委員)

という事は 2DK だったら 3DK より家賃は安いと思うのですが、B/C という考え方でみますと、都会に比べて佐賀県は土地は安いしわけで、その部分で B/C で調整するような形で、値段を設定するということにならないのでしょうか。

(永田建築住宅課長)

実際のところはベネフィットの部分に家賃、要は建物がある間に収益というか収入するであろう家賃、これは民間家賃並みの物を計上いたしますので、狭ければ当然それは安くなるし広ければ高くなると、ただその代わり、Cの方コストが逆にいうと広い住宅であれば高いコストにかかると、狭小な住宅であれば安くすむというふうなことですので、そこのバランスは当然出てまいります。

(鳥井委員)

分かりました。じゃあ、来年度また着工される時にそこの当たりも全て評価対象になるという風に考えてたらいいんですね。

(永田建築住宅課長)

そうですね。そういうコストの話し、B/Cに反映が当然家賃とか建設費というが入ってまいりますので反映されると。

(鳥井委員)

材料もかなり高騰してますし、はい。分かりました。はい。ありがとうございました。

(伊藤委員長)

そのほかにどなたかございますでしょうか。特に無いようでしたら、このマニュアルに関しても事務局からのご提案の方、承認という形にいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。はい。ありがとうございました。次は、3番目のマニュアルでございますが、こちらもやはり新規評価マニュアルですが、治山関係のマニュアルの変更について、森林整備課さんの方からお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

③ 生活関連事業(治山事業)

(外尾森林整備課長)

森林整備課長の外尾と申します。どうぞよろしくお願いいたします。うちの方 で所管しております治山事業、それと林道事業、2つの事業を合わせてご説明さ せて頂きます。座って説明させて頂きます。43ページをお開きください。資料 2-6になります。まず治山事業でございます。マニュアルの変更の説明の前に、 治山事業の概要について若干ご説明いたします。まず、事業の目的でございま すけれども、森林の維持・造成を通じて、山地で起こる災害から住民の生命・ 財産を守ると共に水源の涵養や生活環境の保全形成等図るという事で、森林の 整備をする事と、ハード整備をする事で山地の保全を図る事業でございます。 そのハード整備について主要な事業としまして、1つ目が復旧治山事業で、山腹 崩壊、あるいは荒廃渓流等の復旧整備を行うものでございます。2つ目としまし て、予防治山事業で、山腹亀裂や落石、あるいは土石の堆積等があるものを災 害が起きないように未然に防止する事業でございます。3番目としまして地すべ り防止事業、地すべり指定地におきまして、地すべりを誘発する地下水の排除、 抑止等の整備を行うものでございます。このうちの1番目と2番目について事 例を紹介させて頂きます。復旧治山事業では、山腹崩壊と荒廃渓流という大き く分けて2つの兆候がございますので、それについての復旧整備のことをご説 明いたします。写真の左側が整備前です。奥の方にありますけれども、山腹崩 壊が起こっております。その崩壊した土砂等が下の方に流れ出して渓流を塞い でおります。この場合は、写真の右の方にもう既に治山えん堤が入っています けれども、山腹崩壊の復旧ということで説明させて頂きます。写真の右側が整 備後でございます。ブロックですとかコンクリートによる土留工、それと水路 工、植栽工、こういったもので山腹の復旧を行うものでございます。次に荒廃 渓流の復旧整備でございます。左側の写真でございますが、豪雨等によりまし て、土石等が異常に堆積しております。こういった渓流に治山ダムを設置しま して、渓流の安定、それと森林の整備、それと植栽等を行いまして、渓流全体 の安定を図るというような事業でございます。続きまして、予防治山の落石対 策の事例でございます。山腹斜面に不安定な巨石等が堆積している場合がござ いまして、ワイヤーロープ等によるロープ施工などを行いまして、斜面の安定 を図るというふうな予防対策事業でございます。

こういった治山事業を採択するにあたりまして、今回改正をお願いしたいと思っているのが、評価視点の位置付けの中での評価指標の1つで、山地災害発生等の危険度でございます。これは、治山事業を採択するにあたっての評価をどうするかということで、点数配分として2区分を行っておりました。それが今回3区分としたいという事で提案させて頂きたいと思っております。その理由でございます。治山事業は、1年、2年で完了する箇所が多く、毎年度新規評価

の箇所数が多いという事、それに合わせて評価を行う訳ですが、危険度の判定 として2区分の50点と0点と、極端な区分にしていたものですから、AAA評価 となる箇所が多く、評価の差が分かりにくいため、優先度の明確化が必要とな っているという事情がございます。それを改善する為に点数の細分化としまし て、3区分の50点、30点、0点としたいということで提案させて頂いておりま す。その内容でございます。現行がアンダーラインを入れていますけれども、 拡大の恐れがある、または拡大の可能性が濃厚である、そういった事業採択上、 実施すべきというところを 50 点として、それ以外の所を 0 点と極端に分けてお りまして、それを改正案としまして、災害発生の恐れが高い災害の危険性があ ってしかも緊急性があるというところについては50点。経年変化による災害発 生の恐れがあるということで災害の危険性はありますけども、緊急性がそれ程 ない、というところを30点。それと、当面災害の発生が恐れはないところを0 点に改正させて頂きたいと思っております。それを行うことによりまして、AAA 評価の割合が、現行の評価では 25 年度は 18 箇所の内 17 箇所が AAA 評価となり まして、全体で94%に該当します。26年度は24箇所の内22箇所で92%。27 年度は29箇所の内23箇所で79%ございました。これを改正することによりま して 25 年度をそれに当てはめてみますと、全体の内の AAA 評価の割合が、25 年 度は61%。26年度は67%。27年度は28%ということで、AAA評価の割合が少 なくなって優先順が明確になり、優先順位の判断がしやすくなるということに なります。具体例として2区分を3区分に改正した場合にどう変わるかという ことで資料を整理しております。上の方の写真は先程言いました山腹崩壊が起 きて、崩壊土砂が渓流に流れ込むと次の豪雨等で流れ出す可能性があるという ことで、緊急性は非常に高い。改正後にあたってもやっぱり50点配分すべきと なります。その下の写真は渓流に巨石等堆積しておりますけども、これは経年 的にあるものであって落石の兆候はあるけども緊急性はちょっと低いというこ とで、今回これは30点になるのではないかということを想定しております。続 きましては荒廃渓流でございます。上の方の写真は、不安定な土石が非常に多 く堆積している場合、これは災害等の起きる可能性が大きい、土石流発生の危 険性が非常に高いということで、これまでの区分でも 50 点だったのを 3 区分し た場合でもやっぱり 50 点つけるべきだと考えておりますし、下の方の写真は土 石等の堆積状況はあまり多くなくて、これを危険性の恐れとしてはそんなにな いのではないかということで、評価を少し落としまして、30点になる。こうい った判断基準を若干見直させて頂いて緊急に特に取り組むべき所を絞り込みた いということを考えております。

④ 生活関連事業(林道事業)

(外尾森林整備課長)

続きましては、林道事業のマニュアルの変更のご説明をさせて頂きます。 事業の概要を若干ご説明させて頂きます。事業の目的でございます。林道の整 備により多面的機能を有する森林の適正な整備及び保全を図り効率的かつ安定 的な林業経営を確立するということで、森林の整備を図るため、林道は重要な 基盤施設になります。こういった重要な基盤ですので、それを計画的に整備し ていくこととしておりまして、資料の下の方にハード整備として区分を掲げて いますが、森林基幹道というのが1つございまして、森林整備の基盤となる複 数の市町にまたがる骨格的な林道ということで、右の絵の方の太い赤の実線で 示していますけども、市町をまたがって基幹的な林道を整備してきておりまし た。そして今後は小規模な林道、市町内で完結する林道として、区分としまし ては森林管理道、林業専用道、森林施業道、こういった区分の林道がございま すけども、こういった林道を計画的に整備したいと考えているところでござい ます。それの具体的な事例写真でございます。左側が骨格的な林道として複数 の市町にまたがって整備した物でございます。森林基幹道として九千部山横断 線というのを平成27年度、昨年度全線開通致しました。起点が基山町で終点が 吉野ヶ里町。鳥栖市他4町をまたがる大規模な基幹林道として整備した物でご ざいます。右の方が小規模な林道としての事例でございますけども、武雄市の 方で森林整備や木材の伐出を目的とした専用道路として林業専用道鳥海〜踊瀬 線という整備を行っているところでございます。こういった林道の整備を行う にあたり、事業としての採択する要件としまして、評価視点の実施環境の中の 評価指標のうち、地域の推進体制を市町の取り組み状況に改正をしたいと考え ております。その理由でございます。現状でございますが、現行マニュアルで は地域の推進体制としまして、複数の市町で構成される事業推進協議会等の設 立がされているかとかいう点の評価で行っておりましたけども、問題点としま して複数の市町にまたがるような骨格的な林道の整備については、先程言いま したが九千部山横断線が昨年度完了しまして、県内ほぼそういった基幹的な林 道の整備は終了致しております。そういったこともありまして、今後は市町単 位で整備する比較的小規模な林道を計画していることとしておりまして、改善 策と致しまして、地域の推進体制を見直しまして、市町の取り組み状況、具体 的には、事業実施に向けて地元説明会や地権者からの同意取得等の市町の取り 組み状況を評価することとしたいと考えております。その内容でございます。 現行が事業推進協議会等の設立の有無についての評価をしておりましたけれど も、改正後は市町の取り組み状況で、市町が自主的、積極的に地元説明等を行 っている場合を10点。県の指導や協力の下そういった取り組みを行う場合が5 点。取り組みが低調である場合は0点という評価の区分を考えております。

以上で治山事業と林道事業の説明を終わります。

(伊藤委員長)

治山と林道、今ご説明にありましたような2つのマニュアルの変更点をご説明頂きました。治山の方は現行ではどうもあまり危険度をうまく評価出来なかった。比較的粗い評価をもうちょっと詳細にやるということですね。シミュレートまでして頂きましたけれども、危険優先度がはっきりしたということですね。それから、林道の方は大分、市町村レベルになってきましたので、また、その評価基準を実態に合わせたような形で見直したというポイントですね。そうしましたら、委員の皆様からのご意見頂けると助かりますが、お願い致します。

(油布委員)

改正マニュアルの点数が50と30と0となった改正をされるっていうことなんですけれども、これは近くに民家があるとか、そういった部分も見られてから50点つけられる、又は人が住んでる場所の近くで例えば30点位の兆候だったとしても、どういう風に評価されるのかなというのをちょっと疑問に思いましたので質問しました。

(外尾森林整備課長)

今のご質問ですけども、必要性・効果の評価指標に公共施設等がございます。 福祉・公共施設の有無については、評価を 10 点、0 点で評価します。位置付け では、県の施策や役割として事業として採択可能な現場がどうか施策上の判断 基準を設けておりまして、現場の状況、例えば傾斜などそこら辺のことについ ては、必要性・効果の判断基準を設けてまして、そっちの方で判断するように しております。

(鳥井委員)

お尋ねします。この 50 点、30 点、0 点と点数化していて、随分効率的に出来る じゃないかなと、非常にいいなあと思ったんですが、新規評価での調査は、い つぐらいになさってるんでしょうか。年に1回なんでしょうか。

(外尾森林整備課長)

基本的には雨期前、あるいは、大体豪雨とかあって、その後に災害が起きた時期に、地元や市町から要請がございます。そこを見て必要性とか次に判断していくっていうことで、時期的には年に1回あったり2回あったりとか、その都

度、現地の状況が変わった時に、要望が挙がってまいりますので、その都度に 事業として採択出来るかという所を判断していきます。

(鳥井委員)

そうなんですか。じゃ割と雨期になると、これは未然策だと思うんですね。災害がない時の。

(外尾森林整備課長)

未然策もございますけど、その後の復旧対策もございます。

(鳥井委員)

ただ、私がご質問したいのは、未然策の場合は30点、さっき油布委員さんが仰ったんですが、民家の所も考えてっていうことでしたので、30点の所が本当に危険がないのかなと、そこが心配でした。調査がゲリラ豪雨後にきちんと行われているのか、それから雨期の前にも、何か問題がないのか調査されているならいいなと思い、それでご質問させて頂きました。

(外尾森林整備課長)

少し説明が不十分だったんですけども、予防策はまず県内の危険である所を山地災害危険地区ということで指定しております。人家の裏であったり、渓流の危険な所であったりとか、そういった所を地形ですとか、その環境、保全対象とかを見ながら指定しているんですけども、先程仰った人家に近い所がやっぱり危険度は高いですし、少し離れていて山の中であれば危険性は低い、そういった所も含みまして総合的に判断致します。

(鳥井委員)

わかりました。有難うございます。でも、調査をいつぐらいにしたとか、そういうのも評価対象の時に出されてもいいのかなあと思うんですね。いつぐらいに調査して、その時の写真ですとか、常に自然は時間で変わっていると思うので、これはいつ調査しましたと、調査日を書いて頂くといいのかなあと、思っています。

(外尾課長)

有難うございます。今後そこら辺も考慮して説明したいと思います。

(牟田委員)

マニュアル変更に全く無関係な質問なんですけど。山林の材木が少しずつ値上がりしているということを聞いていて、そうすると、この山林の整備を行って行けば、佐賀の林業というのは今後持ち直していくというのか、現状がどうで今後はどうなっていくのかということを森林整備課の方で分かられるんですか。

(外尾森林整備課長)

木材が若干上がりつつあるっていう情報もあるかと思いますけども、基本的には佐賀の林業は厳しいです。その理由としては、木材価格は少し上がっても昭和55年がピークで、そこから約4分の1位まで下がっております。ですから少し上がったぐらいでは林業の活性化までは届かないんですけども、それでも何とか森林所有者に、お金が入るように伐採を進めるため、道の整備は基本にあります。それと機械を入れたりとか、後の作業のやり方を安定的に安く低コストで出来るようにするという施策を進めていまして、少しずつですが生産量も上がっております。それで大きな所で言いますと、クリーク防災事業をクリーク周辺でしてもらっていますけれども、そこに間伐材を供給するということで、需要面では、公共事業での需要が非常に大きいので、そういった面での後押しは出来ているかと思っております。

(山口農林水産部副部長)

若干ちょっと補足をさせて頂きます。やはり森林整備につきましては、供給の方の経費を安く供給すること。それから需要を喚起するという2つが必要かと思います。安くするっていうのは、先程課長の方からも説明しましたように、山の中だと運び出す手間がかかるんですよね。ですから、先程言いました森林管理道とか、林業専用道とか、森林施業道とか、そういう道路を整備しまして、その木を伐るのも人力じゃなくて機械を使って効率的に運び出すっていうのを、林道の方は森林整備課、効率的な伐採っていうのは林業課の方で支援をしている所です。もう1つ、需要の喚起については、先程課長も申しましたクリーク防災における、クリークの護岸整備に間伐材を使うことで、間伐の推進も進めている所でございます。それから、林業サイドの方では内装の木質化とかそういう需要の喚起等にも努めているというところでございます。以上補足を致します。

(伊藤委員長)

今までの議論は、我々人間目線の公共事業をやっていいかどうかというマニュ アルの評価だったですが、こちらの委員の方には、森や、森にいる鳥や生き物 の代表の方も何人かいらっしゃいますので、そちらの視点からちょっとご意見

でも頂ければと思うんですが、如何でしょうか。中々言いにくいようでしたら、 ちょっと心の中を読んでですね私の方から、どうしても林道というのを整備し ますと、そこに道が出来ると、生き物の交通だとか、生活の移動を妨げたり、 勿論その元々あった森林や川などが多少、破壊とまでは、いかないまでも、変 わってきたりはしますね。マニュアルは、そういったいわゆる生き物目線、生 物目線の評価は一切入ってない。恐らく当然でしょうけれども、その工事が入 る前に、環境アセスってのがやられてから、どこでもやるということなんです が、環境アセスをやる前の段階で何かヒアリングをしたり、こういった皆さん のような環境の専門家のような方にヒアリングをしたり、もうレッドブックに 載っていたら触れないんでしょうけれども、それ以外のこの地域としては重要 な生き物がいるよ、というようなことを少し聞きながらやるという項目という のは、何処かに入っているんでしょうか。多分もっと遡って言えば、県の先程 全体の基本方針の中に住みやすいとか子育てのしやすいだとか、そういう県土 づくりを目指すというようなキーワードがあったとすれば、自然をうまく維持 しながらやってくっていうのも、我々にとっても、いわゆる生き物がいるって ことは住みやすい県になると思うんですね。

(外尾森林整備課長)

マニュアルの中には盛り込んでおりませんけども、実際計画するにあたっては、 事前に利用する区域内の道をどういった形で入れるかという段階で、地元の方、 それと自分達で踏査と言いまして、道をどう入れたらいいかっていうのは事前 調査を行います。そういった所でやっぱり地元の方がここは環境面で配慮とか の意見がありますので、そこは先程言って頂いた環境調査の方でも当然反映し ますし、レッドデータについても事前に調べたりして、そこら辺は配慮するよ うなことを行っております。評価調書の中に定性評価というのがございまして、 そこには、自然環境保全、動植物の保護と水辺関係の保全そういったものと、 生活環境対策とかそういったものを数値じゃなくてどういった状況だという評 価をするようになっておりまして、そこではその都度その評価を受ける時にご 説明させて頂いております。

(伊藤委員長)

皆さん宜しいでしょうか。そういったマニュアルの中にも十分配慮されているっていうことです。

(佐藤委員)

マニュアルとは少し関係のないことなのかもしれないんですけど、低コスト林業っていうことでお話をされている中で、私が把握する限りでは、今の所、おそらく森林所有者に還元されているケースというのはほぼゼロに近いと捉えています。ということは、やっぱり費用対効果で考えると、所有者に対して何らかの還元をするということであれば、そこがまだまだ不足しているような状況の中で、これまで、今、伊藤先生が仰るように、ある程度自然に環境負荷を与えて林道等を作られる中にあたって、敢えてその生産性とか人間が所有してる森林の整備ということに重きを置いて整備されるということであれば、これまで整備されてきたものに対してのある程度の精査っていうのが必要になってくると思うので、勿論、これは新規マニュアルには関係のないことなのかもしれないんですけれども、その辺りの波及効果というのをもう少し検証された方がいいのかなあと思います。

(外尾森林整備課長)

勉強させて下さい。

(伊藤委員長)

今回のマニュアルの管理、手厳しいご質問だったような。私もよく解りますので、時間をかけて、これまでの色んな事業を評価頂いて、そういった点数付けに異議がありそうだなと思ったら、また次の委員会、またその次の委員会ぐらいですねご提案頂ければと思います。

(鳥井委員)

1点ちょっとお願いがあるんですが、評価をする時に、最近本当にわかりやすくパワーポイント作って下さっていて、そこの現地が分かるような写真入れて下さっているんですが、写真は一部だけの様に思うのです。出来れば俯瞰というか、もう少し背景が分かるような感じで、写真数枚入れ込んで頂くともっと分かると思います。現地調査に行くと、この事業は必要だな、とかよく感じるんですが、ここで、これだけだと非常に判りづらいんですね。例えば、テレビのニュースでは、上からこう下ろしたカットなどで、分かりやすく映像で紹介します。そういうイメージで写真をもう少し出して頂くと、全体像がわかります。すると、イメージができて、もっと評価がしやすいのかなと思います。全部現地調査に行っている訳じゃないので、イメージが湧かないことがよくあるんですね。そういう工夫をお願いしたいです。これは森林さんだけじゃなくて道路も全てにおいてお願いできればなあと、思っております。

(外尾森林整備課長)

個別の評価を頂くときは、4枚か5枚ぐらい、それぞれ遠景と近景の写真とか組み合わせてなるべく分かって頂くように整理してご提案しているつもりなので、その時またご指摘頂ければありがたいです。

(伊藤委員長)

最近安いドローンも沢山出ておりますんで、ちょっと操作出来れば、本当に今 言われた、上の方からの写真も撮れるかと思います。

(伊藤委員長)

だいぶ議論も出てきたようですので、この林道事業、治山事業に関する新規評価マニュアル、事務局ご提案の方で宜しいでしょうか。

(委員全員)

はい。

(伊藤委員長)

有難うございました。

(伊藤委員長)

それでは、ちょっと休憩としましょうか。じゃあ 10 分程休憩致しまして、後ほどまた再開したいと思います。はい。

(伊藤委員長)

はい、そうしましたら、三番目の議題の方いきたいと思います。報告事項で、 公共事業新規評価実施結果の報告 28 年度ということで事務局の方からご報告頂 けますか。

(3) 公共事業新規評価実施結果の報告

(松原県土企画課長)

はい、それでは平成28年度当初予算に係ります新規箇所評価の結果について最終的な報告をさせて頂きます。新規評価の結果につきましては今年2月の監視委員会の時に一度ご報告させて頂いております。そこで今回は2月の時点で実施すべきと判断したものについて、実際に予算化されたかどうかというところまで含めて報告させて頂きます。お手元の資料では55ページの方になりますが、この資料3-1につきましては、整備系にかかる新規箇所評価結果をまとめたも

のです。新規箇所評価の流れにつきましては、地元からの要望等を踏まえ、先 ず、現地機関である土木事務所や事業担当課において評価を行っております。 これらの評価結果を踏まえまして、県土づくり本部の評価会議におきまして、 評価内容の確認や事業箇所の優先度などを確認した上で事業実施の可否を決定 しているところです。2月の監視委員会では新規評価の結果について本部評価箇 所数、左から4番目の欄になりますけど、ここまで報告させて頂いております。 整備系の合計では 54 箇所実施すべき箇所として評価しているところです。今回 の資料では左から5番目の欄なりますけど平成28年度予算化箇所数を新たに追 記しております。整備系につきましては、54箇所中37箇所を予算化しておりま す。予算化を見送りました17箇所については、すべて森林整備課の山地治山事 業となっているところです。次のページをお願いします。このページにつきま しては、維持系に係る新規箇所評価結果をまとめたものです。維持系では本部 評価箇所数は、左から3列目のところになりますけど、合計で 22 箇所実施すべ きと判断をしております。28年度予算箇所数も22箇所と全ての箇所を予算化し ているといった状況になっております。次のページをお願いします。この資料 は予算化を見送った簡所の一覧となっておりまして、最初の資料 3-1 で説明し ましたが、整備系の新規箇所につきましては、17箇所の予算化を見送っており ます。これは森林整備課の山地治山事業となっておりまして、17箇所の事業箇 所については、この一覧表の通りとなっておるところです。見送った理由につ きましては厳しい予算の中、継続中の箇所が残っておりまして、継続箇所に優 先的に予算配分を行ったという理由によるものです。これらの箇所につきまし ては事業の必要性は認められておりますので、引き続き国の補正予算や29年度 予算の確保に努めまして緊急性の高いものから予算化をしていきたいと考えて いるところです。新規評価結果の報告は以上です。

(伊藤委員長)

はい、ありがとうございました。この件なんかご質問ご意見等ございましたら、 よろしくお願い致します。

(陣内委員)

お尋ねしますけど、17見送ったわけですよね。

(松原県十企画課長)

はい。

(陣内委員)

例年のパターンでいくと、この後その補正だとかいろんなやつがついて、だいたいこれどのくらい残っちゃうんですか。ほぼ片付けられるんですか。かなりその見送った中で AAA が結構はいってますよね。

(山口農林水産部副部長)

すみません。農林水産部、山口でございます。今回、17箇所予算化を見送ったということでございますが、今年度の補正、それから来年度の当初で、できるだけ、これは国庫補助、国庫補助予算を充当しておることから、やはり国庫を取りにいかないとどうしようもないということでございますんで、今年度の補正、それから来年度の当初で出来るだけ取りにいきたいとは思っております。ただやはり今回の分が多すぎたこともございまして、どれくらい補正、それから当初でこれの中でさばけるか分かりませんけれども出きるだけ努力したいという風に考えております。

(陣内委員)

これ先程、ご提案のあった 50、30、0 に変えると、どうなんですかね。これでも AAA なんですかね。

(山口農林水産部副部長)

位置付けのところが変わるっていうことでございますんで、A のところが若干 B に下がるところがあると。

(陣内委員)

あるかもしれないということですね。

(山口農林水産部副部長)

はい、いうことで。

(陣内委員)

はい、分かりました。

(伊藤委員長)

はい、他にどなたかございますでしょうか。はい、お願い致します。はい。

(鳥井委員)

全部予算が付かなかった場合、順番てどういう順番でいくんですか。点数ですか。点数の高いところからいくんですか。

(山口農林水産部副部長)

やはり、これで言いますとトリプルAのところを優先という形でいきます。

(鳥井委員)

もちろんそうなんですが、トリプルAの中のその90点台とかからずっといって そして次のこの11番のところと12番はBとAがちょっと混じっていますよね。 こういうのも点数制じゃなくて位置付けのこの順番ですか。

(山口農林水産部副部長)

やはり、その同じ AAA っていうところにつきましては、やはりその点数とそれからやっぱりその中でもやっぱり人家があるとかですよ、こっちの方が人家が多いねとか、優先順位をつけてやっぱり点数が似たところは、そういう評価をしていきたいという風に思っております。

(鳥井委員)

そうするとまた、来年度出来なければ、再来年度見送るという形になるという ことですね。

(山口農林水産部副部長)

延びちゃうところもあります。

(鳥井委員)

分かりました、ありがとうございます。

(伊藤委員長)

この件よろしいでしょうか。はい。ご了承頂いたということにさせて頂きます。 はい。続きまして議題の4番目になりますが、公共事業簡易事後評価結果について事務局の方からご説明頂きます。

(4) 平成 27 年度簡易事後評価結果の報告

(松原県土企画課長)

はい、それでは27年度簡易事業評価を実施しておりますので、その結果についてご報告致します。公共事業の評価につきましては、事業完了後、概ね5年を

経過した地区についてその事業の効果を確認して必要であればその措置を検討 することや、評価結果を今後の事業に活かすといったことを目的として事後評 価を行っております。お手元の資料の 61 ページをご覧ください。事後評価対象 箇所の一覧となっております。事後評価の対象箇所は全部で42箇所あります。 上から順に1番から8番までが農山漁村課のため池整備やクリーク防災保全で8 箇所、それから9番から10番までが農地整備課の水田整備や農道整備で2箇所、 それから11番から13番までが河川砂防課の砂防事業や急傾斜対策事業などで3 箇所、14 番から 21 番までが森林整備課の治山事業で 8 箇所、22 番から 41 番ま でが道路課の道路整備や歩道整備などで20箇所、最後に42番が港湾課の航路 等の浚渫事業となっております。対象箇所は完了後5年経過ということで、基 本的には平成21年度に事業が完了したものが対象でございますが、一部表記が 平成 20 年度となっているものがございます。これは次年度へ繰り越したために 工事の完了が実質21年度となったものでございます。続きまして、お手元の資 料 67 ページになりますけど評価対象の 42 箇所について簡易事後評価を実施し ております。簡易事後評価の評価項目は左の頭の方にありますけど、事業の効 果の発現状況や事業による環境への影響など5項目について評価を行っており ます。委員の皆様には追加資料として簡易事後評価の判断基準の資料を配布し ております。この一枚もののペーパーになります。画面の方にも出しておりま すけど、例えば事業効果の発現状況でいけば、事業の直接的効果以外に関連す る事業、ソフト事業などとの連携を図ることで、波及効果を発現しており、地 域社会、経済活動に貢献している場合はA評価、直接的効果を発現している場 合はB評価、直接的効果は概ね認められる場合はC評価、直接的効果が認めら れない場合はD評価といったことで4段階の基準を設けて評価を実施しており ます。平成27年度の簡易事後評価の結果は、全ての事業箇所についてAないし Bという評価になっております。事後評価につきましては、平成23年度から進 め方を変更しておりまして、A から D 評価の全てを監視委員会におはかりすると いう形では無く、真に事後評価としてお諮りすべき事業のみを評価して頂くと いう事にしております。具体的にはC評価が見直しの検討が必要かどうかの判 断を、またD評価については必ず見直しを行い、監視委員会に諮るといった流 れになっておりまして、今回27年度の簡易事後評価結果につきましては、A、B 評価のみでしたので、監視委員会への事後評価の諮問は行わず、今回この委員 会に簡易事後評価の結果を報告することとなりました。なお、この後予定して おります公共事業の効果等におきまして簡易事後評価を実施した箇所について 報告することにしております。簡易事後評価の報告については以上です。

(伊藤委員長)

ありがとうございました。ではこの件に関してご意見ございましたら、お願い致します。私の方からひとついいですか。今出てますように、奥ゆかしいのかどうか分かりませんけど、Aをなかなか付け辛くてBが圧倒的に多いふうにお見受けしますけれども、これ、客観的な評価基準なのか、ある程度主観が入って来るのか、どういった点数付けだったでしょうかね。AとかBの、いわゆる追加資料の方は分かります、追加資料は項目分けはあるんですが、それをつける人がどう客観的に出来るかといったところなんですけれど。

(松原県土企画課長)

そうですね。それぞれの担当者がおりまして、そういう担当者の判断、それからそれを踏まえて課といいますか、組織の中で議論をしつつ評価を決めていくってことで、一部の人が決めるという形では無く合議制といいますか、そういった形で評価は進めているところです。

(伊藤委員長)

ある程度日本人割引が入ってて、実はAが沢山あるってことはあるかもしれない訳ですね。はい、そう理解しておきます。はい、はい、お願い致します。

(鳥井委員)

すみません、聞き逃してたらすみません。事業による環境への影響なんですが、 この3項目って、具体的に3つ目の社会文化環境というのがちょっとよく分か らないので、どういうふうに分けていらっしゃるのか教えて頂けますか。

(松原県土企画課長)

分け方というのは。

(鳥井委員)

中身ですね。中身がちょっと、すみません、どこかで説明されてたらすみません。

(松原県土企画課長)

追加資料をお渡ししておりますが、これ、ございますか。

(鳥井委員)

あっ、ごめんなさい、すみません。

(松原県土企画課長)

環境への影響ということで3番目の社会文化環境。

(鳥井委員)

はい、分かりました。

(山﨑県土整備部副部長)

生活環境というのはここで書いてあります振動とか騒音の発生とかが酷くなったとか日照を阻害するとか、生活に影響する要因が出たのか、出ないのかということ。それが顕著に出ているのかどうかということで考えております。自然環境というのは、ここに書いてあるように河川、湖沼とか、地下水、地形、それと、それに関する動植物とか生態系に対して影響を及ぼしているかどうかという視点ですね。それから社会文化環境というのは、やはりこういう事業したことで地域のいわゆる活性化が図られたとか、道路だと交通事故とか、混雑の解消に繋がっているとかですね。そういう部分でここにあるような評価を行っております。ですから、環境は環境でも生活と自然と社会文化という3つの項目に分けて評価をやっているということですね。ただ、やはりなかなか定量的には難しい部分があるので、定性的にそこはその影響が見られるか見られないかというふうなところで、事業を行った担当レベルから、それから行っている課という形でそこは議論しながら評価をやっているという状況でございます。

(鳥井委員)

事後評価の考え方ですよね。すみません、これですね、3番目の交通混雑、道路に関しては、交通混雑、交通事故等が道路を作ったことによって、起こってしまったという評価になるんでしょうか。よくなった、BとかAとかだとなんか理解出来るんですが、Bつけるってことは。

(山﨑県土整備部副部長)

Bをつけるってことは、特段そういうふうなこと、新たな発生とか、そういうことは無いと。

(鳥井委員)

A じゃ無くて B なんですね。

(山﨑県土整備部副部長)

そこは環境の度合いで改善をしているってところが明確なんですけれども。

(鳥井委員)

あぁ、まぁ道路は全部 A ですね、なるほど事故も減ったとか。分かりました。 なるほど自然環境が B でってことですね、わかりました。ありがとうございま す。

(伊藤委員長)

はい、どうぞ。はい、お願い致します。

(中村委員)

すみません、この簡易事後評価の自然環境というところでAがついているのが何箇所かあると思うんですね。こういう公共事業で自然環境に及ぼす影響が、実施したことで環境が良くなったっていうのはなかなか無いことだと思うんですけれど、このA評価を付けられているということは、事業をしたことによって何かこう、自然環境が良くなったということでAにしてあると思うんですけれど、具体的にはどういうことなんでしょうか。

(山口農林水産部副部長)

そうしたらAになっております、一番先の14番、治山事業の復旧治山でAになっております。これが先程、写真でも説明しましたように渓流が災害で侵食されている、地肌がもう見えて浮いている石や土がある状態です。それに治山ダム、泥止め、土を止めるコンクリート製のダムを作って、そこで泥を止めるという構造物を作っております。その構造物を作るときに周りの斜面、元々泥だったもの、土の斜面であったところに広葉樹の植栽をしたりとか、土の斜面の緑化をするというところで、現状よりも自然環境が良くなるということでA評価にしています。

(中村委員)

はい、ありがとうございます。なかなか一概に言えないと思うんですけれど、 やっぱり人間から見たらですよ、渓流で危険だっていう石がゴロゴロして葉っ ぱが沢山溜まっててってというところを住処にしている動物ですとか植物もあ りますし、それが一概に自然環境が良くなったという風には言い辛いのかなと、 この評価だと自然環境に全部含まれていますので、その辺ちょっと評価しづら いところなのかなとは思いました。

(山﨑県土整備部副部長)

おそらく山腹の崩壊とかを防ぐため、治山事業では、植林をして復元という部分も事業として合わせてやっているので、前後見たときに色々例えば生態の話だったり、森林の状況だったりということで、総合的に見て多分A評価をしているってことで、同じ治山でもBの部分も勿論あるので、そういうふうな事業の対応の状況とその後の植生の状況とかを見て評価をやっているということだと思うんです。

(伊藤委員長)

はい、宜しいでしょうか。この案件に関して、色んなご意見が出ましたので今後反映して頂けるということで、この評価の5段階評価、A、B、C評価ですか、これもまた少しずつ見直していって頂ければと思います。では全体を通して了承して頂けますでしょうか。この件、はい、ありがとうございます。そうしましたら最後の5番目の議題の報告事項です。こちらは先程の簡易事後評価の中で一つだけ抽出して頂いて、どういった効果があったかということをご説明頂きたいと思いますが。はい、宜しいでしょうか。はい、お願い致します。

(松原県土企画課長)

それでは公共事業の効果等について説明させて頂きますけど、公共事業に付きましては、完成して5年も経過すると今の現状が当たり前という風になってしまってその効果が非常に見え難いことが多いかと思います。例えば完成した道路においても、以前この道がどういった風景だったかなといったことが思い出せないことがあると思いますので、今回公共事業の効果につきましてPRを兼ねまして、平成27年度の簡易事後評価を実施した箇所の中から今回は道路課の事業について説明をさせて頂きたいと思います。ご案内の際に道路以外の2事業の説明も予定しているということで、ご連絡しておりましたけれど、時間の都合上その他の2事業つきましては次回以降の委員会で報告をさせて頂くことにしておりますので、宜しくお願い致します。

(平尾道路課長)

道路課長の平尾でございます。宜しくお願い致します。それでは私の方から効果の説明の方はいらせて頂きます。地方道路整備交付金事業で事業致しました、一般県道、黒川松島線、伊万里市に位置しております。松島工区でございますけれども、画面に添って説明をさせて頂きます。事業概要でございます。黒川松島線、伊万里市の黒川町、国道 204 号を起点としまして松島町へ繋がる道路となっております。延長が約 2.3km でございます。平成 9 年度から事業を行いまして平成 20 年度まで約 12 年間で総事業費 37 億円となっております。次をお

願い致します。黒川松島線、赤で線を引いておりますところ、ここが黒川松島 線の松島工区となります。その左手ですね、図面左手、オレンジの方で塗って おりますけれども、今なぞっているところが国道の204号で、北の方には七ツ 島の工業団地であったり、伊万里港の国際ターミナルがありまして、国際物流 ターミナルへの輸送経路としてもこの道路は利用されているところでございま す。尚現在、この青の破線で示しておりますけれども、ここ延長約 4.4km、こち らにつきましては国道204号の黒川瀬戸工区として平成26年度から事業を実施 しております。黒川松島線、事業中は県道の黒川松島線ということで事業をし ておりましたけれど、その後道路網の再編で、今国道 204 号という位置付け、 赤の実線部分もちょっとやっているところです。そうしたところからちょっと 上の方の先線が青の破線の部分、国道 204 号という位置付けで事業をしており ます。また、緑色の破線の部分になります西九州自動車道、国の直轄の方で事 業を進められている事業ですけれども、伊万里東インター仮称でございます、 平成29年度に開通予定となっております。その更に西側の方、仮称でございま す、伊万里中インター、こちらについても既に、この東インターから中インタ 一の方についても、工事が一部着工されておりまして、東インターに引き続き まして中インターの方の供用というふうに展開されることになっております。 福岡方面へのアクセス道路が向上するということで、大いに期待をされていま す。次お願い致します。今回、黒川松島線の事業の背景としていたしましては 204 号の交通混雑、それから渋滞の発生、そういったことに伴いまして七ツ島工 業団地へのアクセス機能の低下が問題となっておりました。そこで円滑な走行 性の確保、交通安全性の向上、及び物流ネットワークの支援を目的と致しまし てバイパスとしての道路整備に着手をしたところでございます。次をお願い致 します。整備前の国道 204 号の状況でございます。整備前、交通混雑、特に七 ツ島工業団地への朝夕の通勤時間帯、慢性的な渋滞が発生しておりました。こ ういう慢性的な渋滞が発生することに伴いまして移動時間の損失が生じている ところでございます。次お願い致します。整備計画です。道路の構造ですけれ ども、完成は、将来形としては4車線で計画をしておりますけれども、今回、 暫定 2 車線として車道幅員、片側 3. 25mのトータル 6.5m。それに、自転車歩 行者道の3.5mの整備をしているところでございます。次お願い致します。黒川 松島線、整備後の今現在の状況の写真です。204号から旧道と言いますか、204 号の方から整備致しましたバイパスの方に自動車交通の転換が図られておりま して、下の写真でございます、七ツ島からの運ばれてくるコンテナ輸送のトレ ーラーがこういうふうに通行をしております。また右手上の方、こういったバ イパスの道路についても歩道の部分について小学生が通学時に通行している状 況となっております。次お願い致します。具体的な整備効果の方についてご説

明を致します。先ず自動車交通の転換についてですけれども、道路交通センサ スの結果により、バイパスの整備の前と後の比較を行います。道路交通センサ スと言いますのは、交通量など我々が道路計画をする上で交通の実態を把握し て、そのデータを基に将来の交通量の推計とかにも使うために、概ね5年に一 度、全国規模で展開、調査をされているところです。直近では平成27年、昨年 度に行っております。今回は平成17年と22年の整備前、整備後の交通量を比 較をしてみました。平成 17 年は左の図のオレンジ色、図面でいう丸いところ、 ここで調査をしております。22 年には同じそこのオレンジ色の丸のところとバ イパスが出来た後の赤い丸のところで交通量を測っております。バイパス整備 前平成 17 年で一日あたり 12000 台走っておりました。バイパス整備後です。そ この 12000 台走っていたところ、棒グラフ右側のオレンジの部分になります、 約 7000 台程度になりまして、同じ場所で 5000 台程、率として 42%交通量が減っ ております。合わせて、バイパスの部分ですけれども平成22年度にはバイパス の部分には6500台で、同じ二つの道路のトータルでしても、約12%ぐらい交通 量が増えているとういうような状況でございます。こうしたことから旧204号、 現道の部分からバイパスに大きく自動車の交通量が転換したことで交通混雑の 緩和が図られ円滑な走行性の確保が出来ている状況でございます。次お願いし ます。また旅行速度について比較をしてみました。移動する場合の自動車の平 均速度ですけれども、整備前にオレンジの丸のところ、渋滞もあって 29km/h 程 度で走っておりました。平成 22 年に同じところのオレンジのところですけれど も、測りますと交通量が減っていることで、約1.8倍の52.9km/hの速度となっ ているところでございます。こちらについても旅行速度、走行速度、向上した ということで円滑な走行性の確保が図られているところでございます。次お願 い致します。それから事故の件数について着目をしてみました。左側でござい ます。平成 16 年から 20 年までの約 5 年間、48 件、この区間で事故が起きてお りました。バイパス整備後の21年から25年の5年間では、約6割事故が減少 し19件となっております。ちょっと中身をもうちょっと紐解いてみますと、追 突事故の件数ついては5年間整備前31件だったのが今は7件と約8割程度減少 をしています。やはりバイパス区間の整備に伴いまして交通混雑の緩和された、 こういったことから事故件数も大幅に減少している、というような状況が確認 出来ているところでございます。次お願い致します。それから先程、冒頭申し 上げました、伊万里湾の方にコンテナヤードがございますけれど、こちらのコ ンテナの貨物の取扱量、こちらについても黒川松島線の整備が始まりました平 成9年度と今現在比較すると約18倍ぐらいに増加をしているところでございま す。こういう風にコンテナの取扱量が増えている中で我々バイパス道路の整備 をしたこと、こうしたことが迅速でかつ効率的なコンテナ輸送の方にも大きく

寄与しているところでございます。次お願い致します。黒川松島線の整備後に 県民の意見として色々確認したところ国道 204 号の渋滞緩和となり、また通行 時間の短縮が図られより安全に通行出来るようになった。というような声が届 いております。さらに西九道の開通によりまして、益々福岡都市圏への物流機 能の強化、こういったものを期待をしているという答えが届いております。た だデメリットとしましてはバイパスを通行する車両の方がスピードを出してお り、ちょっと危険を感じる時もあるという声を聞いているところでございます。 次お願いします。簡易事後評価についてご説明を致します。全部で7項目、指 標に基づいて事後評価を行っております。事業効果の発現状況、こちらつきま しては、先程私の方から説明しております、整備前後で旅行速度等も1.8倍に 向上するということで、事業の直接的効果を発現をしていることから、B評価と しております。続きまして環境への影響につきましては、3つの評価でやってお ります。先ず生活環境への影響につきまして 204 号の方から、バイパスの方に 大きく自動車交通量が転換したことで旧道となります 204 号の沿線の騒音、振 動等の環境が向上したことで A 評価で評価をしております。続きまして自然環 境の方でございます。こちらにつきましては自然環境を所管する課の方と協議 も行いまして自然環境に十分配慮した工事ということで、B評価という風にして おります。次お願いします。社会文化環境についてでございます。こちらにつ いては、事業を実施したことから交通混雑の緩和、事故件数の減少ということ で、道路は先程 A だというお話もあっておりましたけれど、こちらについては A 評価としております。続きまして施設の維持管理。こちらにつきましては、日々 の道路パトロールの方もしっかり点検をしております。適切な維持管理を行わ れていることからB評価としております。次に地域住民との関わりについてで ございます。今回、交通量の方も二つの道路の断面でも交通量も延びていると いうことで、いろんな方々が積極的に道路を利用されていることからB評価と しております。最後になります。改善措置の必要性でございます。こちらにつ きましても現在のところ整備をおこなった道路、改善の必要無いと判断をして おります。B評価ということで判断をしているところでございます。以上でござ いますけれど黒川松島線バイパス整備効果こちらについては旅行速度の向上や 円滑な交通の確保、また人身事故の減少など一定の効果が見られているところ でございます。先程冒頭説明でも入れておりますけれども平成 26 年度からは黒 川松島線、今説明しました先線の部分、国道 204 号黒川瀬戸工区の方にも整備 に取り組んでいるところでございます。今後も伊万里地区の交通網の整備につ きましてしっかり取り組んでいきたいと考えているところでございます。私か らは以上でございます。

(伊藤委員長)

はい、ありがとうございました。途中でご説明ありましたように佐賀県は事故が多くて全国でも下から数えた方がいつもはやいというところなんですが、その中でも今回のバイパス整備によって、特に佐賀県では追突事故がかなり減ったという、いい効果が見られたような事例でございます。何かご意見、皆さんございましたらお願い致します。はい。先生お願い致します。

(亀山委員)

ちょっとつまらない質問ですけれども、港湾とか物流は割と専門にやっているので質問したいところがあるんですけれど。ちょっと違和感が拭えないのが82ページの効果ですね、確かに時系列で見るとこの道路事業を始めたところから伊万里港の荷物が増えているというのは分かります。私、高知新港の振興委員会の委員をやっていますが、高知港はコンテナの取扱量が10,000TEU前後で苦労している港で、他の小さな港とかも色々見ていますけど、伊万里港は集荷というか物流振興をものすごく頑張っているというのが知られていますね。それが、十数メートル道路が整備されたから取扱量が増えたということを効果として出してしまうというのは、盛り過ぎというか、物流振興に力を入れている伊万里港の頑張りを道路整備の効果として取り過ぎじゃないでしょうか。違和感を拭えない感じがあります。

(平尾道路課長)

決して今回、バイパスを整備したからコンテナの取扱量が延びたっていうことを言っている訳ではございませんで、こういったコンテナの取扱量が延びている中で道路を整備することが、円滑なコンテナ輸送の方に貢献をしているということで、決して道路の整備がコンテナの取扱量に大きな影響を与えてるっていうことでは無くて、こういうふうに延びている中で先程のバイパス整備をすることで、交通混雑の解消が図られ、コンテナについても円滑な輸送に繋がっていることを言っているってことですね。多分コンテナ輸送に大きく影響するのはもっともっと先程私が言いました、その西九州自動車道の整備であったりだとか、今回ご説明した以上の規格の高い道路には、こういった道路の整備の方がよりコンテナ・の取扱量には大きく寄与するものと思っております。ですから西九州自動車道の整備とかになってきますと、コンテナの取ります。ですから西九州自動車道の整備とかになってきますと、コンテナの取ります。ですから西九州自動車道の整備とかになってきますと、コンテナの取ります。ですから西九州自動車道の整備とかになってきますと、コンテナの取ります。ですから西九州自動車道の整備とかになってきますと、コンテナの取ります。ですから西九州自動車道の整備とかになってきますと、コンテナの取り扱量が大きく影響しているとは言えないと思います。

(亀山委員)

今、西九州自動車道に期待しているという話がありましたが、例えば東九州道 も供用開始しているんですけれど、東九州道が通っていても、延び悩んでいる 港っていっぱいあるんですよね。やはり道路が通ったからといってコンテナの 取扱量が延びているということを関連付けするのは、論理が飛躍している感じ がします。例えば企業の立地が増えたからとか、何かもうワンクッションいる んじゃないでしょうか。そこら辺はもう少し論理だてて説明をやって頂きたい なと思います。道路の整備とコンテナの取扱量の増加というのが直接関係ある んだっていうのは、違和感が拭えません。この効果の部分の評価の仕方は、今 日ずっと聞いていて、曖昧なところが拭えないなと思っています。BとかAとか Cとかの差がどうしてついているのか、正直分からないんですよ。なんか担当者 の主観というか。伊藤先生はさっき、奥ゆかしいと表現されましたけど、本当 は誰がつけても機械的に同じような評価が出るような仕組みを作らなければい けないんじゃないかと思います。道路課さんにばっかり言っていますけど、こ れは、多分全体の話なんです。この辺りが、今日聞いていて、ずっと違和感を 拭えないところです。これは「簡易事後評価」という名称になっているのです が、この「簡易」というのは、誰が評価しても同じ結果になる評価になってい るのかなというところに疑問がありますので、もうちょっと工夫がいるのでは ないかなと思います。すみません、以上です。

(吉野副部長)

ちょっと、港湾の担当の方から一言、言わせて頂きますと、確かに先生言われるように、黒川松島線の整備とこのコンテナ量を位置づける、直接位置づけるのはちょっとやっぱり、無理があるところはあるかもしれませんが、私達の伊万里湾、確かに18年ぐらい急激に延びて、今横ばい、ちょっと伸び悩んでますけど、取扱量では遠く及ばないんですが競争相手と考えているのが、博多港っていう大きいのがあって、博多港ではなく伊万里港を利用してもらうには周辺のアクセス性の良さというのは1つの要因です。今まで道路担当者の方、国の事業も含めてアクセス整備をやってこられたことが伊万里湾の振興に繋がったことも事実ではあるんで、そこは個別事業の影響としては言い過ぎかもしれませんけど道路整備の効果もあったというふうに私達も思っている。

(伊藤委員長)

はい、宜しいでしょうか。じゃ、どうぞどうぞ。

(山本委員)

資料の81ページで、道路の整備効果として、走行速度が52.9km/hに向上したとのことですが、この道路の制限速度は何km/hなのかと思ったのですが。

(平尾道路課長)

調査をやった結果がこれでございます。また、その周辺国道 498 号、伊万里にある松浦バイパスでこちらから行くと伊万里の手前の部分ですね。あの辺でもやっぱり旅行速度が 57km/h、あそこはちょっと信号機が全然無いところなので、それくらいスピードが出てるという事、また国道 263 号の大和のあたりが 56km/hとかですね、制限速度を超えてる部分ですね。実際やっぱりデータ的にこういうデータが出てるんですね。それだけやっぱり交通量が転換をしてることかなと言うふうに考えています。ただ事故が多い箇所なのでドライバーの方には制限速度で走って頂きたい気持ちはございます。

(伊藤委員長)

はい、何か他に、ああ、お願い致します。

(佐藤委員)

この旧道の近くと言うのは、人家が結構あるんですか。

(平尾道路課長)

そうですね、人家も張り付いてるところもございます。そこで併せて歩道整備 の方も事業としてやっております。

(佐藤委員)

となると、さっき先生が言われたような勿論経済効果って言うのは道路にはものすごく大事な事かもしれないですけど、例えば写真を見る限りでこれだけ慢性的な渋滞が起こっているのであれば、この道路が今までどういう形で使われていたか、住民がどういう世帯、世代の人が多いかと言うのは私も分らないんですけど、とって付けたような整備効果を挙げるよりも、例えばその道路を実際使っている住民の生活がやっぱり1番なのかなって思えば、それまで緊急車両が到着するまでにかかっていた時間が短縮されたとか、やっぱりもう少し、生活に密着したような整備効果を挙げて頂くと亀山先生が言われていた違和感と言うのがなくなってくるのかなという気がするんです。そのスピードだとかも勿論大事なのかもしれないですけど、もうちょっと県民の生活に密着した視点からの整備効果って言うのをあげて頂くと、私達が見る視点も変わってくるのかなと言う気がします。

(平尾道路課長)

仰る部分は充分、分ります。この道路の位置付けなんですけども、先程ちょっ と私の方からご説明しましたが、この道路ですね都市計画決定をうたれた道路 ですけども、今現在、車がこう走っております。最終的にはこの道路は、こち らのオレンジ色道路の部分、ここが多少人家も張り付いているところもあるん ですけど、最終的なこの青の破線、これを全てクリアしてこの道路事業の目的 が充分達成できるものと思っています。途中経過で今のところお話も出したと ころではあるんですけども、将来的には、こちらの山の中にもう少し入ってい きまして、この青破線で繋がるという様な事で、1つの事業効果として、私が説 明しました旅行速度が上がるとかって言った部分が最終的な効果として現れて くる部分だろうなと思っております。今回ワンタッチで途中段階でと言うこと も効果としてあげておりますので、先程言われたように確かにここら辺の旅行 速度の部分という分ですね、データ的にこの道路の位置付けがまだまだ整備途 中であるということをご理解頂ければと思います。整備途中段階だという事で すね。この道路事業自体は、まだまだ最終的な目的地まではこの青破線まで到 達して実際ここにまた橋がかかったりだとかって事でネットワークが大きくこ 変わっていくであろう思いますので、ちょっと途中段階で出しているというこ をもご理解頂ければと思います。

(山﨑県土整備部副部長)

今の委員からのご提案は、身近な目から見た所とか、生活者の視点から見たと きにこういう整備の効果がありますよねっていうところも併せて説明いただき たいという意見を頂いたって事で。旅行速度とかじゃなくてさっき言われたよ うに緊急車両が来やすくなったとか。

(佐藤委員)

仰るように、新しい事業、道路を作る事で多分発現する効果って言うのは経済性的なものを見越しておられるのかもしれないですけど、それを作ったことによって、例えば波及効果として旧道に張り付いた人家にこれまで緊急車両が到着するまでに時間がかかっていたものがある程度短縮されたことだとかっていうことです。もちろん今回の事業は新しく作った道路に対しての評価っていうのが1番なのかもしれないですけど、やっぱり地域全体を公共事業としてみたときに、その整備評価として例えば隣接する道路にこういう波及効果があったっていう事を、生活に密着した視点からあげて頂くと分かりやすいかなと思います。県民側からして道路工事をされていると急いでる時に止められてしまっ

たりだとか、何でこんな忙しい時にこういう事業があっているんだろうって、 時折マイナスな視点で見てしまうものが、そういう生活に密着してる部分にも も実際効果があるんですよ、っていう事をちょっとあげて頂くと公共事業への 見方も変わるのかなと、とって付けたような経済効果だけで語られるよりも、 公共事業を評価する委員として県民にちょっとは貢献してるんだなってことが 見受けられるのかなっていう気がしました。

(平尾道路課長)

分りました。もう少し生活者側の目線でという事ですよね、分りました。そこ の意見は今後参考にさせて頂きます。

(伊藤委員長)

はい、色々ご意見頂きました。私、大学でインフラのことも勉強しておりますけれども、みなさん、ご専門より厳しいご意見を沢山頂きまして、どうぞ県の 方々、よくお考え頂いてこれからにご反映頂ければと思います。それでは今日 の議題全て終わりましたので、事務局にお返ししたいと思います。

(事務局)

では、最後に事務局の方から少し今後のことでご連絡をさせて頂きます。次回の委員会では29年度予算の新規箇所評価のご報告をさせて頂きたいと思っておりまして、今のところ10月下旬の開催を予定しております。日程の調整についてまた改めて事務局の方からさせて頂きたいと考えておりますのでどうぞ宜しくお願い致します。ではこれをもちまして平成28年度第1回公共事業評価監視委員会を終了致します。長時間にわたり有難うございました。